
第2回「長崎県管理河川流域減災対策協議会」
幹事会

平成30年3月5日
長崎県河川課

1) 規約の改正について

- ・「減災対策協議会」から「大規模氾濫減災協議会」への移行について（第1条）

平成29年6月19日施行「水防法等の一部を改正する法律」

第十五条の十（都道府県大規模氾濫減災協議会）

都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

- ・協議会での対象河川について（第3条 追記）

同日付け「大規模氾濫減災協議会」の運用について

- ・洪水予報河川又は水位周知河川すべてに設置。
- ・圏域や行政界を考慮して組織する。
- ・対象河川（水位周知河川等）以外の河川についても取組の対象とするのが望ましい。

とのことから、県が管理するすべての河川を対象にすることとした。

- ・オブザーバーについて（別表－1，2 追記）

北部九州豪雨災害に見られたような土砂流出や流木災害などに対応する砂防部局との連携を図るためオブザーバーとして追加することとした。

規約の新旧対象表

(旧) 規約	(新) 規約
<p>(名称) 第1条 本会の名称は、長崎県管理河川流域減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。</p>	<p>(名称) 第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「長崎県管理河川流域 大規模氾濫減災協議会」（以下、「協議会」という。）とする。</p> <p>(協議会の対象河川) 第3条 協議会は、本明川流域における指定区間内の一級河川及びすべての二級河川を対象とする</p>

2) 今回の協議会までの流れ

全国的に多発する大規模災害



H27年 関東・東北豪雨災害

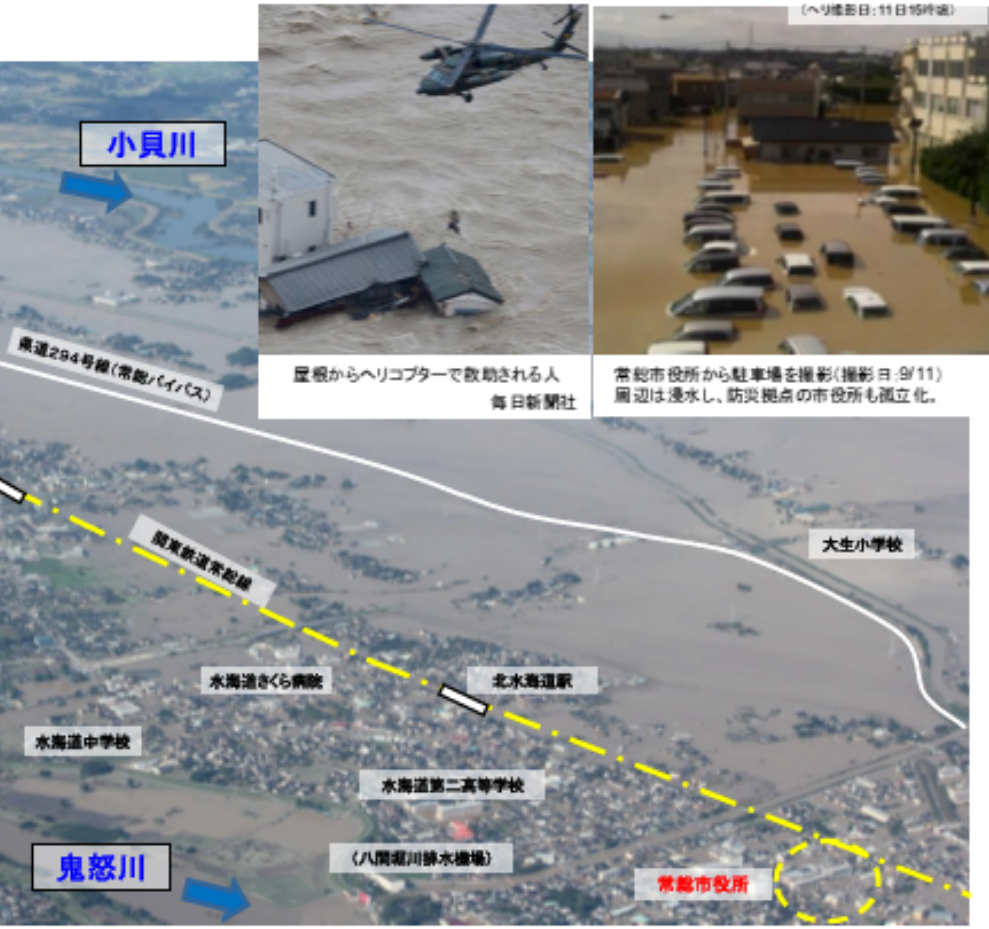
避難の遅れと長時間・広範囲の浸水による多数の孤立者の発生

- 宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した。
- 避難の遅れ等により、多くの住民が孤立し、約4,300人が救助された。

鬼怒川下流域における一般被害の状況

項目	状況等
人的被害	常総市 (死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名)
住家被害	常総市 (全壊50、大規模半壊914、半壊2,773、床下浸水2,264) 結城市 (半壊11、床上浸水38、床下浸水155) 筑西市 (大規模半壊68、半壊3、床下浸水18) 下妻市 (大規模半壊1、床上浸水58、床下浸水106) つくばみらい市 (半壊13、床上浸水1、床下浸水21)
救助者	ヘリによる救助者数 1,339人 地上部隊による救助者数 2,919人
避難指示等	①避難指示 11,230世帯、31,398人 ②避難勧告 990世帯、2,775人 (※9月29日16時現在)
避難所開設等	避難者数 1,766人 (市内避難所 840人、市外 946人) (※9月18日11時現在)

(茨城県災害対策本部 10月22日16時以前の発表資料より常総市等、関連を抜粋)



屋根からヘリコプターで救助される人
毎日新聞社



常総市役所から駐車場を撮影(撮影日:9/11)
周辺は浸水し、防災拠点の市役所も孤立化。



自衛隊員にボートで救出された人たち
毎日新聞社

H28年 台風10号災害

高齢者グループホームにて9名が犠牲となった。



9人死亡施設
「避難準備」意味知らず
 運営法人 訓練、水害は未想定
 台風10号の豪雨で9人が死亡した岩手県岩手町の高齢者グループホーム「楽ん」。避難開始を求める避難準備情報の意味を知らなかったとが1日、分かった。台風が東北に上陸する約9時間前から、同情報は町内全域に出されていた。水害を想定し避難を開始し、そのほか

岩手県岩手町の小本川。2011年の大津波の襲撃を受けた。避難準備情報が出た後、避難開始を求める避難準備情報が出た。避難準備情報が出た後、避難開始を求める避難準備情報が出た。

た」と述べた。岩手町は台風10号の接近が見込まれた8月30日午前9時、全域に避難準備情報を出した。困の指示はその段階で、自力で避難するの

西日本新聞(9/2)より

救えなかった「災害弱者」

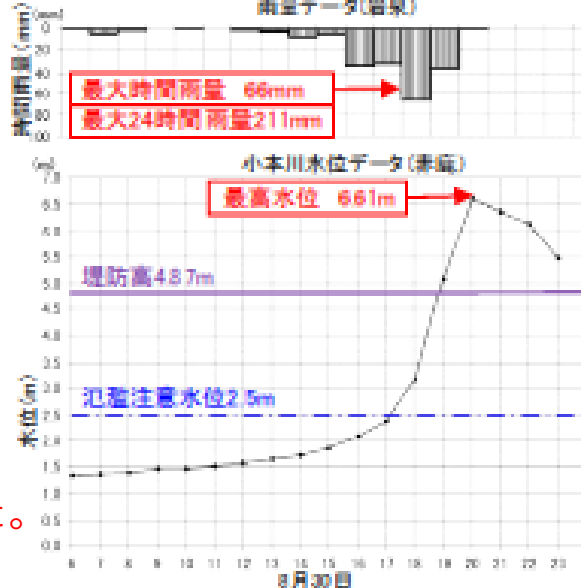
高齢者施設9人死亡

「避難準備」意味知らず
事業者「急な浸水想定外」
最多雨量「特別警報」出ず
氾濫危険水位の設定なし

「楽ん」は、大津波の襲撃を受けた。避難準備情報が出た後、避難開始を求める避難準備情報が出た。避難準備情報が出た後、避難開始を求める避難準備情報が出た。

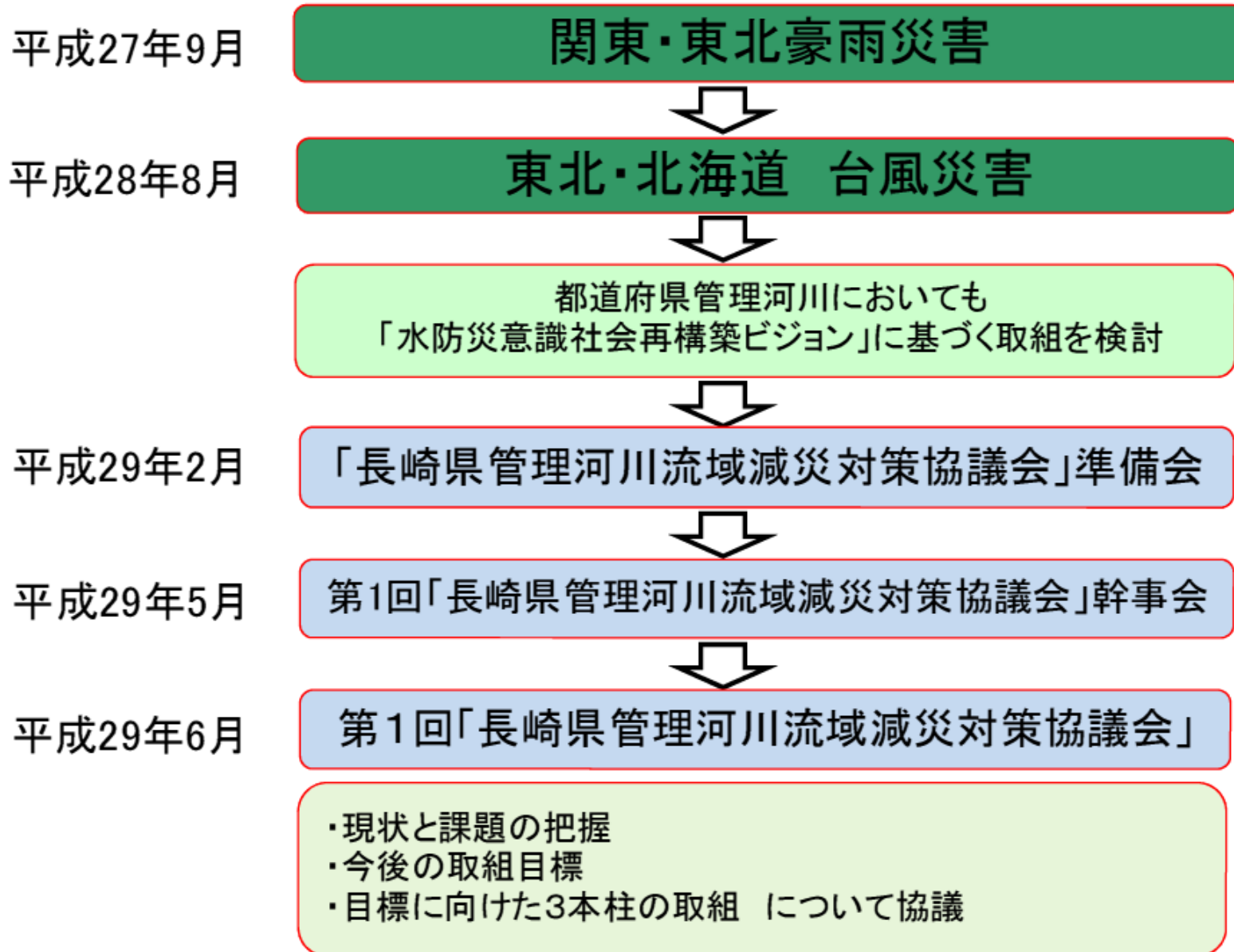
岩手県岩手町の小本川。2011年の大津波の襲撃を受けた。避難準備情報が出た後、避難開始を求める避難準備情報が出た。避難準備情報が出た後、避難開始を求める避難準備情報が出た。

避難準備情報が出た後、避難開始を求める避難準備情報が出た。避難準備情報が出た後、避難開始を求める避難準備情報が出た。避難準備情報が出た後、避難開始を求める避難準備情報が出た。



16~19時までの3時間雨量約120mm、
 水位上昇が17~20時の3時間で4m超と
 激しい降雨に伴い急激な水位上昇が確認された。

水防災意識社会再構築ビジョンの取組み



長崎県管理河川の現状と課題

<関係機関が連携したハード対策の実施>

- ・ハード対策の継続的な推進(県内211水系、376河川、1,145kmの管理河川があり、整備率は56%に留まっており、「洪水を河川内で安全に流す」ために引き続き河川やダム整備の整備推進が必要)

<適切な避難のための情報提供・共有>

- ・本県の地形的な条件から急激な水位上昇が発生することから、ホットラインを含む関係機関間の情報提供・共有。行政からのわかりやすく、的確な防災情報の発信。避難までの時間が短いことをフォローするためのタイムラインなどの事前準備が必要。
- ・行政から発信された情報が住民に十分に伝達・理解されていないため、その意味や内容、入手方法などを再検討し、確実に周知、共有し高齢者や幼児等の要配慮者も含め、住民自らの危機意識と防災意識の向上を図る。
- ・水位周知河川の拡大や水位周知河川以外の河川での情報提供など、避難や防災体制の判断材料となる情報の拡大を図る。

<早期復興>

- ・水害発生時の水防活動、緊急対応、災害復旧について関係機関が協力・連携して取り組む体制の構築が必要

今後の取組目標（案）

■ 5年間で達成すべき目標

事前の防災・減災対策により、いかなる災害が発生しようとも、人命などが守られるべく

「災害に強く、命を守る地域防災力の向上」を目指す。

■ 目標達成に向けた3本柱の取組

近年発生している豪雨や台風による水害を受けて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、過去に発生した水害から得た教訓を生かし、住民自らが危機意識をもち、「災害に強く、命を守る地域防災力の向上」を目指すため、以下の取組を実施する。

1. 事前に防災に対する意識付けをすることにより、住民が自ら避難行動を起こせるよう、重要水防区域や災害危険箇所の共有、防災教育・訓練・水防体制などを強化

⇒ ①『住民の防災意識の向上』

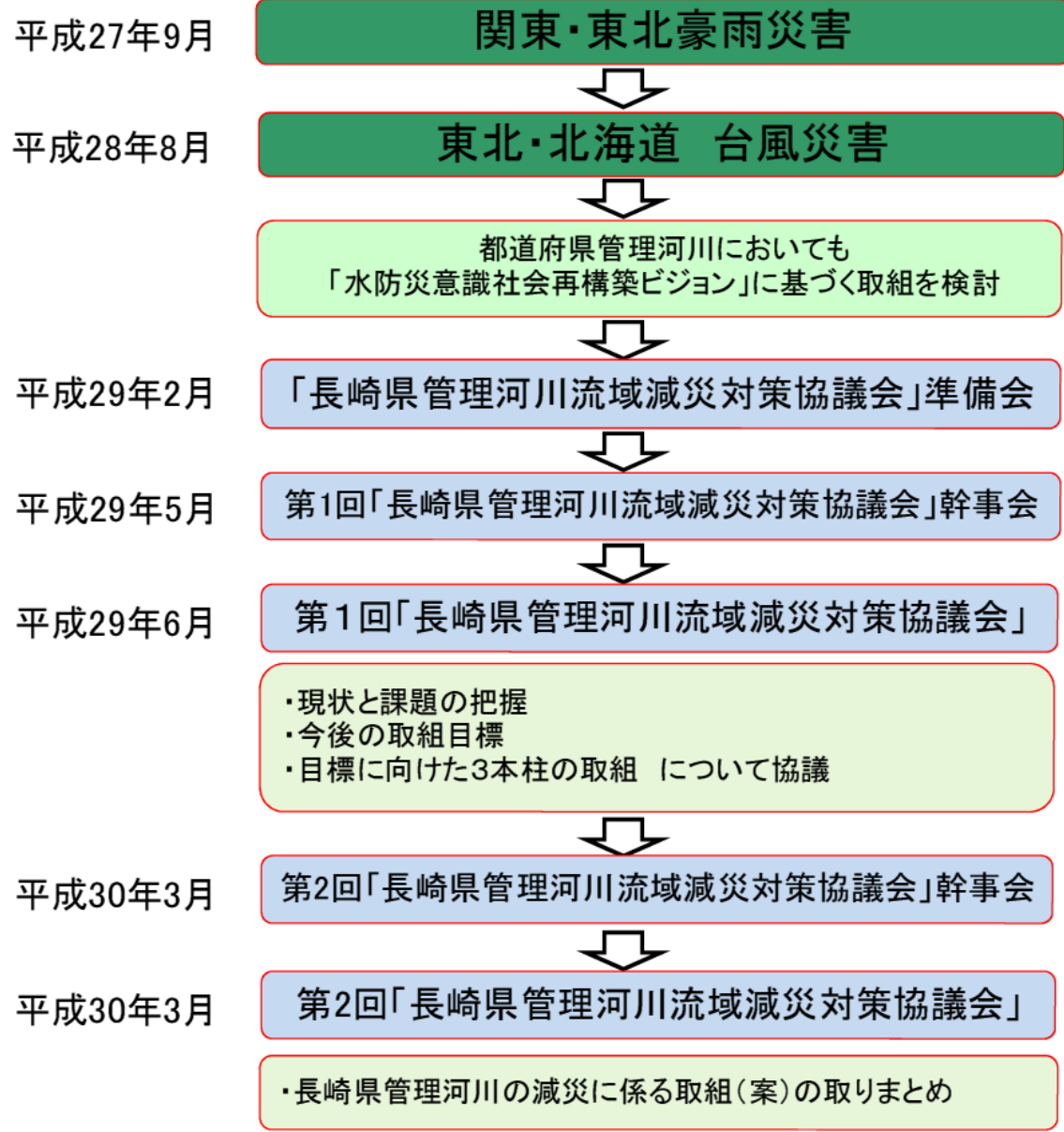
2. 県民の生命財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制を確保し、的確な防災情報の提供や避難勧告・避難指示の判断が行える仕組みを構築

⇒ ②『確実な情報提供・避難の実現』

3. 普段から堤防の維持管理や巡視の実施、排水対策の検討など被害軽減と早期復興を目指すための取組

⇒ ③『社会経済被害の最小化』

水防災意識社会再構築ビジョンの取組み



3) 長崎県管理河川の 減災に係る取組 (案)

1. はじめに

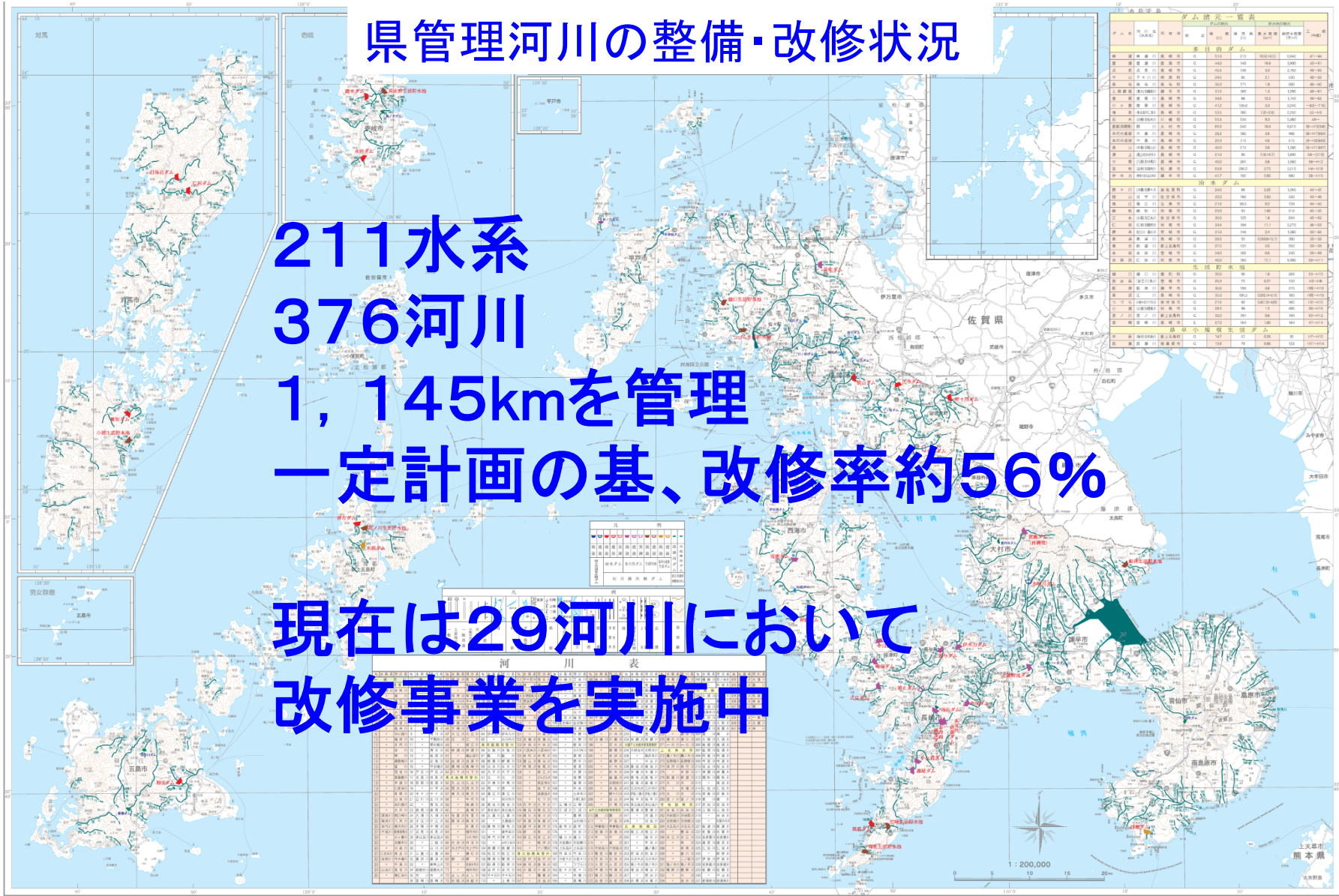
2. 協議会の構成機関

3. 長崎県管理河川における取組

4. 現状の減災に係る取組状況等

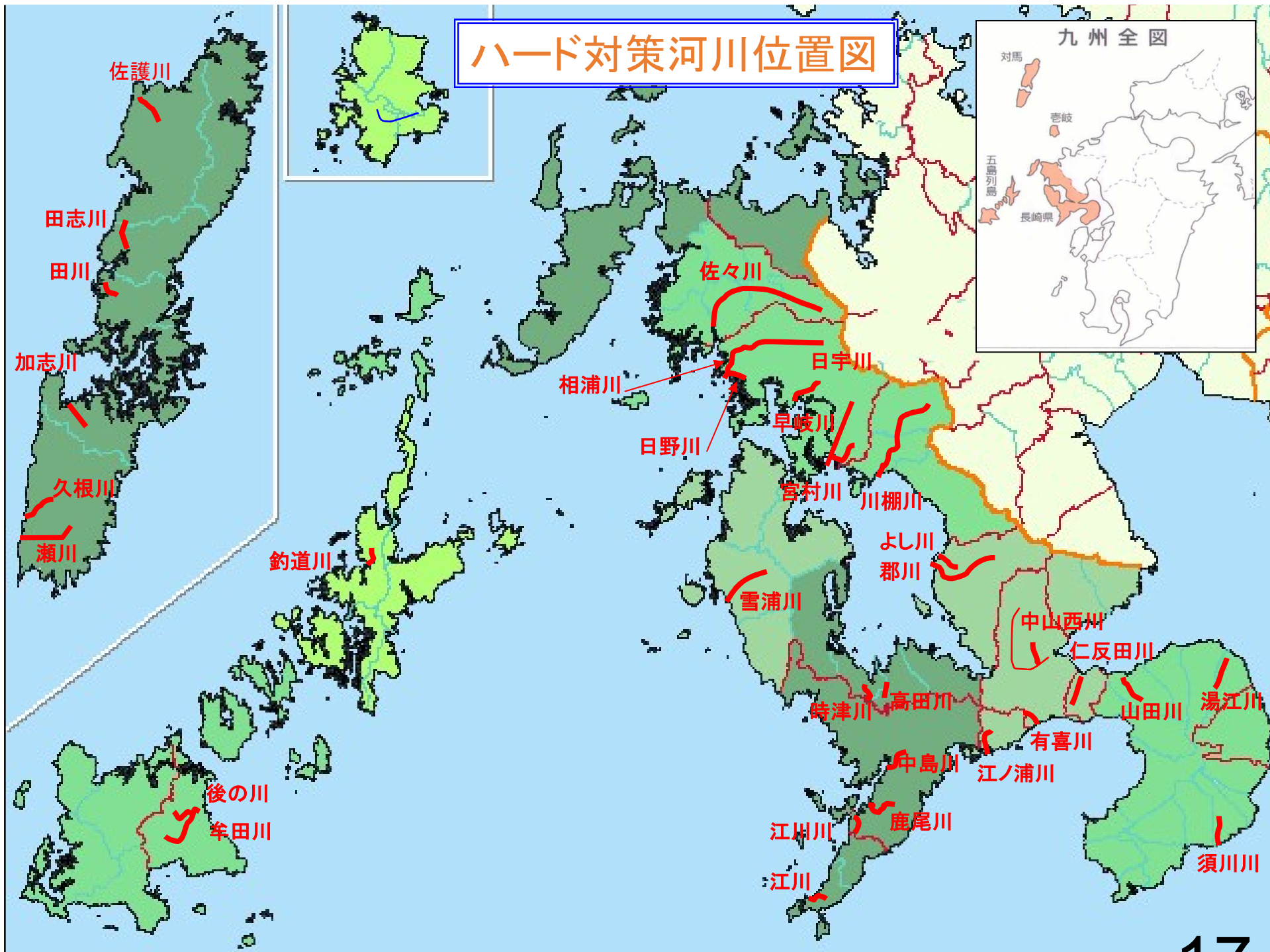
1) ハード対策の主な取組

河川管理施設の整備に関する事項



平成二十六年八月

ハード対策河川位置図



河川改修事業例 (県央振興局 江ノ浦川 諫早市)

着工前 (平成26年4月22日撮影)



現在 (平成30年2月1日撮影)



河川改修事業例 (県北振興局 日野川 佐世保市)

着工前



現在



県管理ダム整備状況

